

# 令和 6 年度

## 飯塚市立穂波東保育所

### 入所のしおり

### (重要事項説明書)



<問い合わせ>

〒820-0073

穂波東保育所 飯塚市平恒 115-52

TEL 0948-23-6990

こども未来部 保育課

TEL 0948-22-5500

# 飯塚市立穂波東保育所 入所のしおり（重要事項説明書）

## 1、事業者

事業者の名称	飯塚市
// 代表者氏名	飯塚市長 武井政一
// 所在地	福岡県飯塚市新立岩5-5
電話番号（担当課）	0948-22-5500 内線1046（こども未来部 保育課）
目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の運営

## 2、事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行います。



## 3、運営方針

### （1）保育理念

一人一人の子どもを温かく受容し、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指します。

### （2）保育方針

飯塚市の保育所では「一人一人の子どもを大切に、豊かな感性と創造力を培い、未来を拓くたくましい子どもを育てる」ことを目指して保育を行います。

### （3）保育目標

- ☆基本的な生活習慣と自立する力を育てる。
- ☆しなやかなからだに育てる。
- ☆いろいろな経験を通して、豊かな感性と仲間を大切に  
するところを育てる。
- ☆自分の意思をはっきり伝える。相手の意見も聞く。
- ☆科学的なものの見方、考え方を身につける。
- ☆地域との関わりの中で、信頼と思いやる気持ちを育てる。



## 4、保育の内容

保育所の保育課程の内容は、保育所保育指針により行います。

## 5、施設の概要

名称	飯塚市立 穂波東保育所						
所在地、電話	飯塚市 平恒 115-52 ☎0948-23-6990						
施設長氏名	所長 大谷 小夜子						
所長代理	所長代理 東 雅子						
利用定員 (単位：人)		0歳	1・2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	2号認定				96		180
	3号認定	84					
開設年月日	令和6年4月1日						
特別保育等の実施	障がい児保育,延長保育事業,医療的ケア児保育						
嘱託医	内科：宮嶋靖士（宮嶋外科内科医院）0948-22-1477 歯科：（前期）浅田啓祐（浅田歯科医院）（後期）渡辺 一弘（渡辺歯科） 電話番号：(0948-22-1460) (0948-25-2385)						

## 6、開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜～土曜
開所時間	保育標準時間 7：00～18：00 （保育短時間は8：30～16：30）
休所日	日曜・祝祭日 年末年始：12月29日～1月3日

※行事等の都合により、開所日を変更する場合があります。

## 7、施設・設備の概要

敷地面積	3290.91 m <sup>2</sup>
建物、床面積	鉄筋コンクリート造 1629.05 m <sup>2</sup> (延床面積：1739.48 m <sup>2</sup> )
施設内容、室数	乳児室 2、保育室 4、調理室 1、調乳室 1、医務室兼事務室 1

## 8、職員の体制

### (1) 配置人員（予定）

職種	所長	所長代理	主任	保育士	看護師	調理員	支援員	事務員	補助員	合計
人数	1	1	1	31	1	4	1	1	1	42

※年齢別児童の状況により、職員数が変動する場合があります。

(2) 勤務体制

1日11時間で週6日開所のため、ローテーション勤務と時差出勤を行っていますので、各職員の勤務日及び勤務時間は様々です。

※時差出勤区分

1 勤	2 勤	3 勤	4 勤	5 勤
7:00～15:30 7:30～16:00	8:00～16:30	8:30～17:00	9:00～17:30 9:15～17:45	9:30～18:00

※18時～19時まで延長保育を実施しています。(事前に利用申請をされた方のみ)

保育所の日

7:00 受入れ



おはよう  
ございます

さようなら  
またあした

18:00



みんなと遊びながら  
お迎えを待ちます

自由あそび



15:00～

おやつ

いっしょに  
あそぼう!

9:30 おやつ

〈3才未満児〉

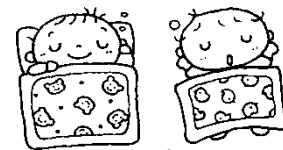


10:00

おかたづけ

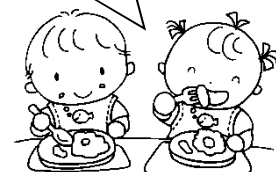
〈3才以上児〉

13:00～ おひるね



11:30～ 食事

おいしい



クラス別保育  
保育計画に基づいた保育



## 9、保護者の負担

### (1) ①保育料（3号認定）

飯塚市が定める保育料（世帯の市民税額により決定します。）

※広域入所児童は、支給認定を行う住所地の市町村が定める保育料を飯塚市にお支払いいただきます。

### ②副食費（2号認定）

月額 4500 円をお支払いいただきます。

③家屋が災害によって著しい被害を受けた場合や、保護者の所得金額が長期入院などによって大幅に減少する場合などには、保育料が減免されることがありますので、保育課にご相談ください。

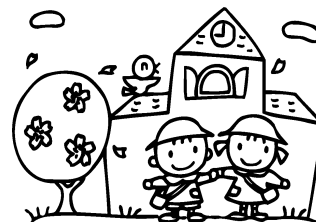
※①②の支払い方法は 3 通りあります。（納入書・銀行引き落とし・スマホ決済）

### (2) 実費徴収（園に直接現金で支払いをお願いします）

①親子バス遠足の保護者バス代 1,500 円＋入園料

②観劇費用（予定）

③体操服・帽子（個人で購入をお願いします）



### (3) 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

保育所でけがをした場合、医療費の一部を支給する制度です。もしものために全園児加入していただきます。（年額 210 円）

### (4) 延長保育（2号・3号認定児童）※就労による利用のみ可能

①保育認定（2号及び3号）の方で、就労や修業の終了時刻の関係で18時の降園が困難な方。（登録の際は、勤務先の証明が必要です。）

②時間 18時～19時

③利用料 30分までは200円、30分を超え60分までは300円（ともにおやつ代を含む日額）

④利用月の初日から末日までの合計額が利用料となります。事前申請による利用の場合、合計額が2,500円を超えたときは2,500円が利用料となります。利用申請書等が必要です。事前に保育所に相談をしてください。

## 10、保育短時間認定とする保育要件

### (1) 以下の要件で保育を希望している大人の方が世帯にいる児童

①求職活動中

②既に保育を利用している児童の親が育児休業取得中

③月に120時間未満の就労

※就労に関しては、120時間未満でも状況により、標準時間認定ができる場合がありますので、ご希望の方は、お申し出ください。

## (2) 保育を行う時間

午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分まで

※上記時間以外の保育は、延長保育料が必要となります。

## (3) 保育短時間利用の延長保育（希望者のみ）

①保育認定（2号及び3号）の方で、就労や修業の関係で保育を行う時間の登降園が困難な方

②時間 午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分 午後 4 時 30 分～午後 6 時

③利用料 30 分につき 100 円

④利用時間は 1 日 1 時間 30 分まで

## 11、給食について

### (1) 3～5 歳児（2号認定児童）

①副食給食（おかずのみ）を 11 時 30 分頃に提供します。

- ・白ご飯をお弁当箱に入れてもたせてください。
- ・おはし箱におはしを入れて持たせてください。



②おやつを 15 時頃に提供します。

### (2) 0～2 歳児（3号認定児童）

①主食と副食（完全給食）を 11 時 30 分頃に提供します。

②おやつを 10 時と 15 時頃に提供します。

### (3) 食物アレルギー

①医師の指示書を提出していただき、個別に面談のうえで対応協議いたしますのでご相談ください。

### (4) その他

①毎月第3水曜日に誕生会を行います。3才以上児にも主食（ご飯）を提供しますので、おはしだけ持たせて下さい。

②遠足の時は、お弁当（ご飯・おかず）を持たせて下さい。おやつは保育所で準備します。

③毎月、献立表をコドモンで配布しますので、家庭の食事と重複しないように活用してください。



## 12、送迎について

①お子様の送迎は、保護者の方が責任をもって行なってください。

②お迎えが違う方の場合は、必ず事前に連絡して下さい。

③登所お迎えの時は、直接保育士に声をかけて下さい。（事故や誘拐防止のため）

④保育所の出入口の門は、保護者が責任を持ち必ず閉めて下さい。

（門扉は 10 時～15 時の間、防犯の為に施錠します。インターフォンを押して下さい）

### 13、欠席・遅刻・早退等の連絡について

- (1) 欠席、遅刻の場合は、9時30分までに連絡をお願いします。(アプリ「コドモン」利用をお勧めします。コドモンでのお迎えの連絡は15:30までをお願いします。)
- (2) 病気の場合は、他の児童への感染等を考慮し、無理な登園はさせないでください。
- (3) 住所・勤務先・携帯番号や家族構成などの変更が生じた時は、速やかに担任までお知らせください。

### 14、緊急時の対応

- (1) 保育中に体調の急変等があった場合、第一連絡は、保護者の勤務先へ連絡し必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先した対応を行いますので、あらかじめご了承ください

### 15、非常災害時の対応

- (1) 火災、風水害、地震及び不審者を想定した避難訓練を月1回実施します。
- (2) 消防設備等の点検を年に2回実施し、消防署へ報告を行っています。

### 16、「暴風警報又は土砂災害警戒情報等」発表時の対応

飯塚市に「暴風警報又は土砂災害警戒情報等(土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報)」が発表された場合は、児童の安全のため、添付のガイドラインに沿って対応させていただきます。

(例) 飯塚市に警戒レベル3以上の避難情報が発令されている場合や台風の暴風域に入る事が見込まれる場合などは、児童の安全のため登園自粛や臨時休園いたします。

※尚、連絡に関しましては、協議のうえ「コドモン」にて保護者の皆様に連絡いたします。

### 17、午睡について

- (1) 13時頃から午睡をしますので、午睡用布団(幼児用)を用意して下さい。
- (2) 布団は上・下ともカバーをかけ、名前を大きく書いて下さい。

※早寝、早起き、朝ごはん、基本的な生活リズムをしっかり身につけましょう。



### 18、病気について

- (1) お子さんの病歴と特殊な体質のお子さんについては、入所した時、必ず担任保育士に、その内容を詳しく話して下さい。
- (2) 前日及び当日、異常があった場合は必ず保育士に知らせて下さい。
- (3) 病院で処方された薬を飲ませる場合は、依頼書と薬の説明書を一緒に保育士に手渡して下さい。(座薬など症状を判断して使用するものは原則として行いません。)

(4) 薬は1回分にして、袋又は容器に名前と月・日を記入して下さい。

(5) お子さんの健康状態によっては、家庭で保育をお願いすることがあります。  
※感染症が疑われる場合や、38度以上の高熱又は下痢など。また、熱は無くてもいつもと様子が違うとき。

(6) 下記の感染症の時は、医師の指示に従い早めに休ませ、他の子に感染しないよう治療して登所させてください。

①出席停止期間の基準の決められている感染症

病名	出席停止の期間
インフルエンザ 新型コロナウイルス	発症した日（発熱等の症状が始まった日）は含まず、その翌日を1日目とし、発症後5日、かつ解熱後3日を経過するまで。
百日せき	特有のせきが消失するまで。または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	<small>しかせん がっかせん ぜっかせん ちよう</small> 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
風疹（三日はしか）	発疹が、消失するまで。

②その他の感染症（医師の指示に従う必要のあるもの）

- 手足口病    ○りんご病    ○マイコプラズマ肺炎
- 流行性嘔吐下痢症    ○とびひ    ○水いぼ    その他

③インフルエンザや水ぼうそうなど出席停止期間のある感染症が完治した場合、完治証明を提出してください。

④保育所にある書類に保護者が記入し、登所時に提出してください。

※体調の悪い時は、登所時にお知らせください。（連絡先を明確にしておいてください。）



19、持物について

(1) 同じ物やよく似たものが、たくさんあります。持ってくる物には、すべて名前を書いて下さい。

(2) マジックで書いた物でも洗濯を繰り返すと薄くなりますので、注意して再度書いてあげてください。

(3) 保育所で必要な物以外は、持たせないで下さい。（玩具・お金・朝食パン・おにぎり・お菓子など）。



## 20、その他

- (1) 施設内は、すべて禁煙です。
- (2) 駐車場内は最徐行し、駐車マナーを守りましょう。  
※駐車場内での保護者同士のトラブルは、一切責任は負いかねます。
- (3) 送迎で車を離れるときは、必ずエンジンを切り、貴重品を置かないようにしましょう。
- (4) チャイルドシートを使用しましょう。
- (5) コドモンで配信された園だよりや給食献立表、おしらせ等の配布物は、必ず読んでください。
- (6) 携帯電話は、マナーとして送迎の際使用しないようにしましょう。



## 21、守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報についての守秘義務について厳守いたします。
- (2) 個人情報の目的外利用を行うこと及び、第三者に個人情報を提供することは一切ありませんが、誕生表や園だより、クラスだより等に、お子さんの名前を掲示することがあります。名前の掲示を希望されない方は、申し出てください。
- (3) 行事等で撮影した写真や動画は SNS などで流さないでください。

## 22、虐待防止のための措置について

- (1) 虐待の防止、人権に関する啓発のために職員に対する研修を実施しています。
- (2) 保育、教育の提供中に、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律規定に従い、速やかに市町村、都道府県の設置する児童相談所等、適切な機関に通告します。


### 23、要望・苦情等に関する相談窓口

お気づきのことや、改善して欲しいことなど、ご意見ご要望がありましたら電話で、または送迎時などにご遠慮なくお伝えください。

保育所	責任者：大谷 小夜子
	受付担当者：東 雅子
飯塚市 保育課	保育指導担当主査：笛田 初代 0948-22-5500（市役所内線 1046）
第三者委員	委員：松岡 えりこ 0948 - 42 - 1800
	委員：城石 理恵 0948 - 28 - 0924
	委員：住谷 洋子 0948 - 25 - 6774
	委員：高崎 久代 0948 - 21 - 2061
	委員：白土 三津代 0948 - 42 - 8117

※保育所に備え付けの「ご意見箱」もご利用ください。

## 令和 6 年度 行事予定

月	行 事
4 月	1 日（月）入所・進級式 17 日（水）健康診断《前期》 ☆27 日（土）保育参観・保護者総会 
5 月	15 日（水）歯科検診《前期》
6 月	☆8 日（土）運動会《3・4・5 歳児》 14 日（金）絵本貸出スタート 尿検査《前期》
7 月	17 日（水）夏まつり 運筆指導（5 歳児） 
8 月	6 日（火）平和保育
9 月	クッキング（5 歳児） 不審者対応訓練（飯塚警察署来所）
10 月	☆17 日（木）5 歳児親子バス遠足 ・3、4 歳児秋の遠足 健康診断《後期》 尿検査《後期》
11 月	文化祭作品出展（5 歳児） 歯科検診《後期》 ☆30 日（土）生活発表会 《3・4・5 歳児》 
12 月	もちつき 18 日（水）おたのしみ会
1 月	☆25 日（土）保育参観
2 月	3 日（月）まめまき 交通安全教室《飯塚警察署来所》
3 月	12 日（水）お別れ会 ☆16 日（日）卒園式 

☆印は、保護者参加の行事です。

誕生会(第 3 水曜日)・身体測定・防災訓練・人権保育の日・食育の日・公開保育  
(未就園児対象)は毎月あります。

※ 都合により予定を変更することがあります